

すきっぷ

みどり苑 会報 春号



前年度は中重度の要介護の方や認知症の方への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方に基づく介護保険制度や介護報酬の大きな改定がありました。

また、社会福祉法人においては公共性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任、地域社会への貢献を基本的な視点とする社会福祉法人制度の見直しが社会保障審議会並びに国会で進んでいますので、今後その対応の準備も必要となってきます。

そして今年度は特別養護老人ホームみどり苑宗像（仮称）の建築着工も予定しています。忙しい環境にありますが、私たちは職員の資質向上によるサービスの質向上の取り組みや特別養護老人ホームみどり苑宗像（仮称）開設の準備を進めてまいります。

理事長 末 松 正 幸

特 養

ひなまつり

3月3日に特養とユニットでひな祭りを行いました。

私たち2人あわせて
200歳こえてます♥



私が中島です。
一生懸命作りました。
うさぎのひな人形です。



スタッフ(中島)の手作りのです。



ウサギの人形かわ
いでしょう♥
菓子も美味し
かつたわ。次は桜見
に行きたいです。

ケアハウス

行事報告

①ケアハウスでは毎週水曜日にハンドベルの練習を行っています。最近では依頼を受けて出前演奏をすることもあり、更に演目を増やさなくてはと頑張っています。



②以前敷地内でしていたグラウンドゴルフがユニット棟建築の為出来なくなって久しいのですが、入居者の方の希望もあり福津のサンピアへ出かけました。すがすがしい空気をいっぱい吸い込み、軽く汗をかき楽しい時間を過ごす事が出来ました。



ユニット

私のかわいい姿におだいり様のスタッフもデレデレ



スタッフの手作り衣裳で1枚!!



みどり苑デイサービスセンター

総合事業について

総合事業とは

現在全国一律で行われている予防給付を市町村に移行し介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業とする）となります。（要支援者のみ対象）なお、古賀市では平成28年度より移行となりました。

今までの違い

現在は要支援者は月単位での料金（要支援1で¥1,647、要介護2で¥3,377）でしたが、認定調査後の介護更新より現行相当サービス（現在と変わらず）と基準緩和サービス（日額に変更で要支援1で¥300、要支援2で¥310）に分かれます。

ご利用者様負担料金

現行サービス………	要支援1：月	額 ¥1,647	} 別途加算あり
	要支援2：月	額 ¥3,377	
基準緩和サービス…	要支援1：日	額 ¥300	} 別途加算なし
	要支援2：日	額 ¥310	

基準緩和サービス

現在は要支援1は週2回利用、要支援2は週3回利用と当苑は定めていましたが、古賀市では要支援1は週1回、要支援2は2回となります。

その他にも今まで利用できなかった2次予防者（介護認定を受けていない方）の中でデイサービス利用が望ましいと市町村（地域ケア会議にて）が認められた方も利用できることとなりました。

サービス内容は現行よりも緩やかになり、実施時間の制限が2～7時間と広範囲になっています。なお、当デイサービスでは今迄通りの時間でのサービスの提供（10：00～16：00）で行います。

※現行サービス及び基準緩和サービスには一日あたり食事代（一食¥590）がかかります。

※基本1割負担の方の料金です。2割負担の方は2倍の料金となります。

みどり苑ケアプランステーション

要介護認定の有効期間について

古賀市ではその方の心身の状態に応じて下記の通り介護認定審査会において要介護区分（要支援1・2、要介護1～5）と併せて有効期間を決定しています。なお有効期間内において心身の状況が改善・悪化する等により、介護の必要度が現に認定されている要介護区分に該当しなくなった時には「区分変更」の申請をすることが出来ます。

介護認定有効期間（平成28年4月1日から適応）			
申請区分等		原則の認定有効期間	認定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6ヶ月	3～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3～12ヶ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月	3～24ヶ月
	前回要介護→今回要介護	12ヶ月	3～24ヶ月
	前回要支援→今回要介護	6ヶ月	3～24ヶ月
	前回要介護→今回要支援	6ヶ月	3～24ヶ月

お問い合わせ先 古賀市介護支援課介護保険係 092-942-1144